

平成23年11月29日

ファンのみなさま

関係者各位

吉本興業株式会社

「面白い恋人」について

弊社グループ会社が企画開発を行った商品「面白い恋人」について、石屋製菓株式会社が商標権侵害等を理由に販売の差止等を求め、訴えが提起されたとの報道がなされている件について、ファンの皆様はじめ関係者各位には、ご心配をお掛けしております。

弊社は、吉本興業なりの「笑い」と「ユーモア」が詰まった商品を数多く世に送りだし、これを手にしたお客様、その商品を贈ってもらった方全てに、小さな笑いと笑顔を持ってもらい、心を明るくしてもらいたい、それを、一つの地方から日本全国に広げていきたいという想いを持って商品開発に取り組んでまいりました。

「面白い恋人」には、このような弊社の想いが詰まっています。

「面白い恋人」は、お陰様で関西を中心に少しずつ知名度を獲得し、お客様方からは予想外のご好評をいただいておりますが、この度の報道には率直な驚きをもっております。

法的な問題点に関するご指摘につきましては、先方のご主張を訴状等にて確認したうえで適切に対応してまいりますが、弊社としての想いは上記のとおりであり、決して、石屋製菓さまのブランドを貶めるというようなことや、石屋製菓さまの商品の著名度を利用して不当な利益を得ようなどというつもりで開発した商品ではないことを、石屋製菓さま、お客様の皆様には、是非ご理解いただきたいと考えております。

また、弊社としては、できる限り早い段階で石屋製菓さまとお話し合いをさせていただく機会を得て、上記のような弊社の考えをご説明させていただき、円満な解決とさせていただくことを希望しております。

弊社を支えてくださるファンの皆様ならびに関係者各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解いただき、引き続きのご支援のほどを宜しくお願ひ申し上げます。

以上